

令和7年度定山溪地区自動運転バス実証運行業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和7年度定山溪地区自動運転バス実証運行業務

2 業務の目的

定山溪温泉街には、足湯施設や二見吊橋、定山溪ダムなどをはじめとした観光スポットが多数点在しているが、域内を結ぶ交通手段が乏しく、自家用車を利用しない観光客や地域住民の多くは、坂道の多いルートを徒歩で移動しており、移動にかかる負担が大きい。

また、全国的に運転手不足や高齢化が深刻化する中、従来型のバス運行体制などを安定的に確保・維持することは困難であることから、人手不足を抱える観光地における持続可能な交通システムを構築する必要がある。

本業務では、定山溪温泉街が持続可能な観光地として今後も発展していくために、域内の移動利便性、観光客の周遊性向上を図ることを目的として、定山溪温泉街に自動運転バスを導入し、その効果検証を行う。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予算規模（契約限度額）

104,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※補正予算の議決結果によっては事業内容や予算額等が変更、または事業が中止になる場合があります。

※事業費については、国土交通省補助事業「地方公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」を活用する見込みですが、補助金額によっては、事業費が変更となる可能性があります。

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

以下の項目を盛り込み、別紙仕様書に記載の内容を満たす提案をすること。

(1) 自動運転による技術課題等に関する調査

将来的にレベル4による実装化を実現するため、路上駐車や歩行者の回避、突発的な急停車への対応のほか、定山溪温泉街の地理的特性や生活環境、来訪者の特性などを踏まえて実装化に向けた課題を整理する。

(2) 自動運転実証実験による検証

レベル4に向けた自動運転サービスの社会実装を見据え、レベル2での実証実験を行うこと。また、実証実験では、上記(1)で整理した課題の解決方法について妥当性

や有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行うこと。

(3) 実証実験及びアンケート調査の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた技術的な成果について報告するとともに、課題について解決策を提案し、将来の見通しについて検証すること。また、アンケート調査を行い、分析・検討の上、成果報告書にまとめること。

6 企画提案を求める事項

(1) 自動運転車両及び運行管理システムの提案

自動運転バスの運行のため、次に掲げる事項を全て満たす自動運転車両を提案すること。

a 車両性能

- ・自動運転システムを搭載した電気自動車を使用すること。
- ・自動運転レベル2以上の走行が可能で、障害物の回避機能があり将来的には自動運転レベル4での走行が可能であること。
- ・乗車定員は8名を標準とする。

b 運行管理システム

- ・車両に搭載したカメラやセンサーによる車両内外の遠隔監視
- ・緊急時における車内との通話
- ・速度や位置情報等の車両走行状態のリアルタイムでの取得

(2) 自動運転車両のラッピング等の提案

地元の意見を踏まえて、定山溪温泉街の風土と調和するようなデザインとすべく、地元との調整手法等について提案すること(デザインの提案は不要)。

(3) 運行に要する施設及び設備等の提案

自動運転バスの運行のため、次に掲げる施設及び設備の設置や整備について提案すること。

a 車両保管・遠隔監視場所

b 充電設備

c 停留所標識

(4) 地域住民や関係機関への理解促進・社会受容性の醸成に関する提案

地域住民や関係機関に対する認知拡大、走行特性及び安全性などの理解を促進する取組、実証実験時のアンケート等による社会受容性を計測する調査を行うこと。

(5) 実装化を見据えた事業提案

事業の再現性、持続可能性の観点から、自動運転の収益モデルを提示すること。

(6) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	※様式 2
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前 2 期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和7年6月9日（月）
質問書の提出期限	令和7年6月16日（月）
企画提案書等提出期限	令和7年7月1日（火）
選定委員会（ヒアリング）	令和7年7月15日（火）【予定】
選定結果の通知	令和7年7月中旬以降
契約締結	令和7年7月下旬
※ 提出期限については、それぞれ期限日の15時必着とする。	

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類について、企画提案書等提出期限（令和7年7月1日（火）15時）までに担当課へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

（上記7(5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式）

ウ 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

エ 上記ウのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) その他の留意事項

ア 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

カ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

キ 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年6月16日（月）15時まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で

広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) 令和7年度定山溪地区自動運転バス実証運行業務質問書」とする。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる令和7年度定山溪地区自動運転バス実証運行業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すことと

なる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 本業務等により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 委託者が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を委託者が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 佐藤、岩渕

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
過去の業務実績	○過去に、同様の業務・事業に取り組んだ実績、レベル4取得・レベル4走行を見据えた遠隔監視システムの実用化の実績があり、本業務を円滑に進めることができると認められるか。	2	10
業務遂行能力	○本業務の遂行のため、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか。	2	10
業務の実施方針	○将来的な自動運転レベル4の導入に向けた実現性の高いロードマップが示されたものであるか。 ○提案内容が定山溪地区の交通課題に対応し、将来的な展望についての的確に示したものであるか。	4	20
提案内容	○走行ルート of 交通状況、定山溪地区の特徴や風土を理解した提案内容であるか。	4	20
	○オペレーター・遠隔管理者の配置や自動運転車両の維持管理、緊急時対応等、安全で安定した運行を考慮した体制となっているか。	2	10
	○適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 ○詳細スケジュールが適切に示されているか。	2	10
	○自動運転に対する理解や、自動運転バスの利用促進など、社会受容性の向上に係る取組内容が具体的かつ適切であるか。	2	10
独自提案	○民間事業者としてのノウハウや最新技術を活用し、先進性・独自性がある有効な提案となっているか	2	10
		合計	100